

ノートパソコン等一式購入 仕様書

1 機器等仕様

区分	種別	仕様
ソフト	OS	Microsoft 社製 Windows11Professional (64bit) の日本語版 ※再セットアップ媒体 (Windows11) を 1 セット納品。
ハード	CPU	Intel Core i5 以上 ※CPU については Intel 社製であること。 世代は第 12 世代以降であること。
	主記憶装置	8GB 以上 ※空きスロットの有無は問わない。
	補助記憶装置	SSD (256GB 以上)
	ディスプレイ	TFT 方式カラー液晶ディスプレイ 15.6 インチ以上かつ解像度が FHD1920×1080 以上 ノングレア液晶
	光学ドライブ	DVD スーパーマルチドライブまたは DVD ライタードライブ (いずれも内蔵式)
	USB ポート数	3.1 以上をサポート Type-A 3 ポート以上
	外部ディスプレイ出力	HDMI 1 ポート以上
	キーボード	日本語 JIS 配列キーボードを搭載すること。 ポインティングデバイス機能を有するタッチパッドを搭載すること。 テンキー付キーボードであること。
	マウス	USB 接続でホイールスクロール機能付き光学式とする。 ※マウス本体の長さは汎用品程度とすること。
	ネットワーク機能	1000BASE-T 対応
	内蔵無線 LAN	IEEE802.11 b/g/a/n/ac
	バッテリー	着脱式のリチウムイオンバッテリーを内蔵すること。
	カメラ	HD Web カメラ内蔵 (有効画素数約 92 万画素以上)
	サウンド機能	スピーカ及びマイクが内蔵されていること。 音声出力及び入力端子を有すること。
	その他	新製品又は現に販売され、仕様書に基づいた保守が受けられる製品とする。
ライセンス	Microsoft Office 2024 Standard (最新版)	・ボリュームライセンスであること。 ・政府機関向けライセンスであること。 ・永続ライセンスであること。
保守	60 ヶ月オンサイト保守 (サポートパック)	・翌日保守 ・保守登録は業者で行うこと。 ・補助記憶装置が故障した場合の処理対応：記録情報の完全消去・物理的破壊・暗号化等

2 納入数量 50台

3 納入期限 契約締結日から令和7年10月31日

4 納入場所 上北山村総務課（上北山村役場2階）

5 その他納入条件

●機器等について

- (1) 納品のみで、設置や調整作業は含まないものとする。
- (2) 本仕様書に規定されている事項又は解釈に疑義のある事項については、担当者の指示又は承認を受けること。
- (3) 納入する機器類は、同一製造会社の同一型番であること。
- (4) 納入する機器類は、スムーズに動作するものであること。
- (5) 納入する機器類は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に準拠したものであること。
- (6) 納入する機器の全てについて、必然的に必要となる物品については、仕様書記載の有無にかかわらずすべて納入すること。
- (7) 初期不良品については、速やかに交換等の処置を行うこと。その際には、指定された設定やソフトウェアのインストール等を実施した上で当初の設置場所に配置し、速やかに障害原因及び処置について担当者に報告すること。
- (8) 契約後に予定した物品の納入が困難となった場合、書面にて協議した上で、同一メーカーの後継機種又は上位機種、若しくは同等性能を有する機種での納入を可能とする。但し、仕様及び契約金額の変更はないものとする。

●保守対応について

- (1) 保守契約期間中において、機器が正常に作動するよう、保守業者（納入業者が保守を行う場合は、当該納入業者。以下同じ）の負担において、機器の調整、修理又は、部品の交換等所要の保守を行うこと。
- (2) 納入する機器の保守業者は、プライバシーマーク認定業者又は ISMS 認証業者、個人情報保護方針等を定めた事業者であること。
- (3) 下記の内容でオンサイト保守サービスを行うこと。

12月29日から翌年1月3日及び祝日を除く月曜日から金曜日の9時00分から17時00分とし、15時までの連絡については翌日中復旧作業、15時以降の連絡については翌々日中復旧作業を原則とする。機器の部品等が揃わない場合は、この限りではない。ただし、機器障害発生部署に対して、機器についての状況調査を行う等の対応を行うこと。

なお、復旧作業に時間を要し、17時00分を超えた場合は、対応時間外においても復旧作業を継続するものとする。ただし、致命的な障害等で対応が緊急に必要であると保守業者が判断した場合、又は担当者からの申出があった場合には、受付対応時間及び作業対応時間を延長できるものとする。

また、本体引き上げによる修理が必要な場合は、保守業者持ち込みの代替機とハードディスク等記憶媒体を入れ替えるなどの処置をとり、ハードディスクを引き上げることの無いようにすること。

なお、ハードディスク等が故障した場合、故障したハードディスク等は、保守業者の責任において記録情報の完全消去・物理的破壊・暗号化等読み取りできないように処置すること。